

## 刑事事件

### 事案の概要

40代女性

相談者は、とある外国人男性と懇意になり、入籍届を提出しました。

しかし、当該男性が薬物事件で逮捕されたことをきっかけに、警察から当該外国人の日本での永住権を与えるための偽装結婚ではないか、という嫌疑を掛けられ、電磁的公正証書原本不実記載の被疑事実で、長時間におよぶ任意の取り調べを受けることとなりました。不安を覚えた依頼者は当事務所に相談に来ることになりました。

### 解決結果

当該男性が一回り以上年齢が若かったこと、同居の実態がなかったことなどから結婚の意思がなかったのではないかと疑われる事案でした。

愛し合った上での結婚であったことや同居をしなかった合理的な理由などを説明の上、最終的には不起訴処分となりました。

### 担当弁護士からひとこと

偽装結婚については、虚偽の婚姻届を役場に提出し、公務員に対して不実の記載をさせた、ということをとらえて電磁的公正証書原本不実記載罪の罪に問われるようです。上記罪を免れるためには、夫婦としての実態があるのか（いわゆる財布がひとつなのか、夫婦としての交流があるのか）どうかなどが重要な要素になると思います。